



2023年5月12日

各 位

会 社 名 三 菱 マ テ リ ア ル 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 小 野 直 樹
(コード番号 5711 東証プライム市場)
戦 略 本 社
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
久 保 田 千 秋
(電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 2 - 5 2 0 6)

株式報酬制度の継続に関するお知らせ

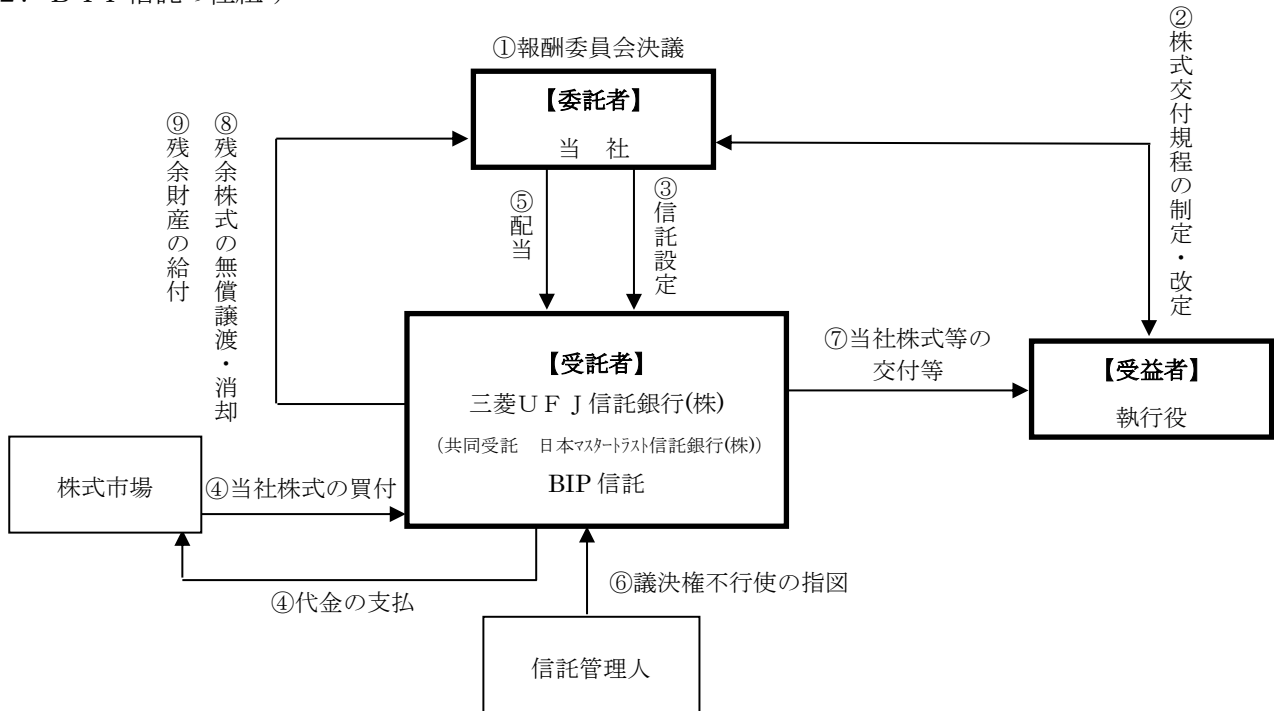
当社は、本日開催の報酬委員会において、当社の執行役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」）の継続を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続

- (1) 当社は、2020年4月より新たな執行役報酬制度を導入しており、その報酬体系は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である年次賞与、及び株式報酬で構成されています。このうち、株式報酬に関しては、中長期的な企業価値の向上を図り、株主との利益意識の共有を実現することを目的として本制度を導入しており、今般、導入当初に設定した対象期間が満了する2022年度末を迎えたことから、本日開催の報酬委員会での審議の結果、これを2023年度以降も継続することといたします。
- (2) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」）と称される仕組みを採用しております。本制度は、執行役の役位等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を執行役に交付及び給付（以下「交付等」）する制度です。
- (3) 当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」）の信託期間が満了した場合、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は本制度の継続に関して、報酬委員会において、本信託の契約に関する決議を得ます。
- ② 当社は本制度の継続に関して、報酬委員会において、株式交付規程を制定・改定します。
- ③ 当社は、①における報酬委員会の承認決議に基づき金銭を信託し、受益者要件（後述3.（2））を充足する執行役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、後述3.（6）記載の株式取得資金及び付与するポイント数に相当する株式数の上限の範囲内で、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われ、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式（後述3.（5）により執行役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、後述3.（4）記載のとおり、信託期間中、執行役に役位等に応じた一定のポイント数が付与され、当該ポイントを累積します。また、後述3.（5）記載のとおり、執行役の退任後に、一定の受益者要件を満たす執行役に対して、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧ 信託期間中の執行役の減少等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び執行役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する執行役への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。また、信託期間中に執行役について定められる累積ポイント数(下記3.(4)に定めます。)に対応した株式数が不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、報酬委員会の承認決議に基づき、本信託に追加で金銭を信託することや当社株式を株式市場から取得することがあります。

3. 継続後の本制度の内容

(1) 継続後の本制度の概要

継続後の本制度は、2023年度から連続する3事業年度(以下「本対象期間」)を対象として、執行役の退任後に役員報酬として当社株式等の交付等を行うものです。

なお、更に信託期間の延長(下記(3)イに定めます。)が行われた場合には、以降の連続する3事業年度を対象期間とします。

(2) 継続後の本制度の対象者(受益者要件)

執行役は、退任後に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 本対象期間において執行役として在任していること
- ② 国内居住者であること
- ③ 執行役を退任していること(※)
- ④ 自己都合で退任した者(傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除きます。)、在任中に一定の非違行為があった者等でないこと
- ⑤ その他本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(※) ただし、下記(3)ウに記載する信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が執行役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して執行役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(3) 延長する信託期間

ア 延長する本信託の信託期間

2023年6月～2026年5月末日

イ 信託期間の延長

本信託は、上記(ア)に記載する信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、報酬委員会で承認決議を得た信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、執行役に対するポイントの付与を継続

します。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を充足する可能性のある執行役が在任している場合には、それ以降、執行役に対するポイントの付与は行われませんが、当該執行役が退任し、当該執行役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 執行役に交付等される当社株式等

執行役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、信託期間中に執行役に毎年付与されるポイントにより定まります。執行役には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与が行われ、執行役の退任後に、退任までの在任期間に対応したポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1年間あたりの付与ポイント（小数点以下の端数は切捨て）

＝役位ごとの株式報酬額÷本信託における当社株式の平均取得単位

（小数点以下の端数は切捨て）

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(5) 執行役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足する執行役が退任（死亡時を除きます。）する場合、執行役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する執行役が死亡した場合には、累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該執行役の相続人が本信託から受けるものとします。

(6) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託から交付等が行われる当社株式数等の数の上限

当社は、本対象期間において、次の金銭を執行役に対する報酬として本信託に拠出する予定です。

本対象期間において、本信託に拠出する信託金の予定額 合計 18 百万円（※）

本対象期間において、執行役に対して付与するポイント数の上限 14 万ポイント

（※）信託金の予定額は、現在の執行役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 執行役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 執行役を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約時期 | 2020年5月（2023年5月17日付で信託期間を延長する旨の変更契約を締結予定） |
| ⑧信託の期間 | 2020年5月～2023年5月末日（2023年5月17日付の変更契約により、信託期間を2026年5月末日まで延長予定） |
| ⑨制度開始時期 | 2020年5月 |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫追加信託金の額 | 18百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 2023年5月22日（予定）～2023年5月末日（予定）
(なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。) |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上